

奈良市公報

号外第9号

令和2年10月条例等

令和3年10月22日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
10	1	33 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事課
10	1	34 奈良市債権管理条例等の一部を改正する条例	滞納整理課、国保年金課、福祉医療課、介護福祉課、土木管理課、企業局下水道事業課
10	1	35 奈良市税条例等の一部を改正する条例	市民税課
10	1	36 奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	市民税課
10	1	37 奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例	子ども政策課
10	1	38 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育所・幼稚園課
10	1	39 奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例	長寿福祉課
10	1	40 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例及び大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例	JR奈良駅周辺整備事務所・西大寺駅周辺整備事務所
10	1	41 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防局総務課
10	1	42 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	企業局経営企画課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
10	19	57 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	保健衛生課
10	19	58 奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則	保健予防課
10	30	59 押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則	法務ガバナンス課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
10	1	495 奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱	産業政策課
10	1	501 奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金交付要綱	介護福祉課
10	7	510 奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会開催要綱の一部を改正する告示	総合政策課

10	19	521	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示
10	28	533	都市公園の一部廃止

保育所・幼稚園課
公園緑地課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
10	1	21	奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	経営企画課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
10	1	16	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課

議 会

月	日	番号	件名
10	30	2	奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程及び奈良市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

条 例

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第33号

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び特殊勤務手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第14条の2 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）第2条第1項に規定する勤務に従事したフルタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じ、同条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

第24条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第24条の2 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第1項に規定する勤務に従事したパートタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じ、同条例の適用を受ける職員の例により算定した額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

第25条第1項中「第14条」を「第14条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の2及び第24条の2の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当及び特殊勤務に係る報酬について適用する。

（令和2年10月1日揭示済）

奈良市債権管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第34号

奈良市債権管理条例等の一部を改正する条例

（奈良市債権管理条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(1) 奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）

附則第4項

(2) 奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）附則第11項

(3) 奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）附則第2項

- (4) 奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）附則第3項
- (5) 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）附則第3項
（奈良市介護保険条例及び奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）附則第6条
- (2) 奈良市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奈良市条例第15号）附則第2条

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(令和2年10月1日揭示済)

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第35号

奈良市税条例等の一部を改正する条例
(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第21条中「第12項まで」を「第11項まで」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に改める。

第28条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第45条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第60条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない」に改め、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」

に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第67条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第67条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第82条の3の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第82条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から6月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第83条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第103条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。第103条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第105条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前

項を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第107条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第107条第1項中「第105条第2項」を「第105条第3項」に改める。

第127条第6項中「第60条第6項」を「第60条第7項」に改める。

第159条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「附則第15条から第15条の3の2までの規定」を「附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定」に改め、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第38項」

を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「法附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

11 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第20条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第21条の2を次のように改める。

第21条の2 削除

附則第25条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第26条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第28条の7の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第28条の7の2 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

第28条の10 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第29条、第30条及び第32条中「第19項」を「第18項」に改める。

附則第35条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで又は第15条の3」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に、「若しくは第15条の3」を「、第15条の3若しくは第61条」に改める。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条

の8第22項及び第23項を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第11条中「及び第4項」を削る。

第13条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第17条第2項の表の第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第17条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第45条第10項から第12項まで」を「第45条第9項から第16項まで」に改める。

第17条第2項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第

3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。))」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第46条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第47条の3第4項から第6項までを削る。

第103条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項及び附則第4条第1項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第11項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第28条の7の2の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第28条の7の3 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第28条の7の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則第35条中「第61条」を「第63条」に改める。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(令和元年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中奈良市税条例第14条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を削り、同条第3号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「附則第1条第3号」を「附則第1条第2号」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第103条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例第14条第1項第2号、第21条及び第28条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第25条第1項及び第26条第3項の改正規定並びに第2条中同条例附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに同条例附則第28条の7の2の次に2条を加える改正規定及び同条例附則第35条の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中奈良市税条例第103条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第14条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第21条及び第28条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正す

る法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。とする。

4 新条例第29条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第29条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。))第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第60条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第60条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第82条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法

律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第9条 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(令和2年10月1日揭示済)

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第36号

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

奈良市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年奈良市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年10月1日揭示済)

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第37号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)

の一部を次のように改正する。

第2条の表富雄保育園の項を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年10月1日揭示済)

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第38号

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第7条第5項中「前項」の次に「(第2号に該当する場合に限る。)」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年10月1日揭示済)

奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第39号

奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例

奈良市老人軽作業場条例(昭和48年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市並松老人軽作業場の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年10月1日揭示済)

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
J R奈良駅南特定土地地区画整理事業施行に関する条例及び
大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄
西大寺駅南土地地区画整理事業施行に関する条例の一部を改
正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第40号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
J R奈良駅南特定土地地区画整理事業施行に関する条
例及び大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建
設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業施行に關
する条例の一部を改正する条例

（大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）

J R奈良駅南特定土地地区画整理事業施行に関する条例の
一部改正）

第1条 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事
業）J R奈良駅南特定土地地区画整理事業施行に関する条
例（平成11年奈良市条例第28号）の一部を次のように改
正する。

第27条第2項中「は年6パーセント」を「の利率は、
法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日
における法定利率」に改める。

（大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業施行に関する条例の一
部改正）

第2条 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事
業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業施行に関する条例
（昭和63年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正
する。

第25条第2項中「は年6パーセント」を「の利率は、
法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日
における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年10月1日揭示済）

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第41号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条
例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発
生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900
円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因で
ある事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病

の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定
した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第4
条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発
生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400」を「12,440」に、
「13,300」を「13,320」に改め、同表分団長及び副分団
長の項中「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」
に、「12,400」を「12,440」に改め、同表部長、班長及び
団員の項中「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」
に、「10,600」を「10,670」に改め、同表備考第1項中「死
亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断に
よつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは
診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補
償条例第5条第2項、附則第3条の4第5項及び第6項
並びに附則第4条第7項及び第8項並びに別表の規定
は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた奈
良市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定す
る損害補償（以下この項において「損害補償」という。）
並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間
に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同
条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに
規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償
年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべ
き事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及
び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る
傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（令和2年10月1日揭示済）

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第42号

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭
和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「通勤手当」の次に「、特殊勤務手当」
を加え、同条第2項中「、第7条」を削る。

第20条第1項中「通勤手当」の次に「、特殊勤務手当」
を加え、同条第2項中「、第7条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)
2 この条例による改正後の奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条第2項及び第20条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用する。

(令和2年10月1日揭示済)

規 則

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第57号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号サ中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同号シ中「第14条第10項」を「第14条第14項」に改め、同号ノ中「第69条第1項及び第2項並びに第別表第2(第7条関係)

4項」を「第69条第1項、第2項、第4項及び第5項」に改め、同号ハ中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年10月19日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第58号

奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則(平成27年奈良市規則第86号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「所得税額」を「市町村民税額」に、「前々年の所得」を「前年度の市町村民税」に、「前年の所得」を「当該年度の市町村民税」に改める。

別表第2を次のように改める。

徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D ₁	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	290
D ₂		3,001円から5,800円まで	350
D ₃		5,801円から8,700円まで	380
D ₄		8,701円から13,000円まで	430
D ₅		13,001円から17,400円まで	470
D ₆		17,401円から22,400円まで	550
D ₇		22,401円から28,200円まで	630
D ₈		28,201円から58,400円まで	810
D ₉		58,401円から75,000円まで	940
D ₁₀		75,001円から96,600円まで	1,160
D ₁₁		96,601円から121,800円まで	1,380
D ₁₂		121,801円から175,500円まで	1,790
D ₁₃		175,501円から221,100円まで	2,200
D ₁₄		221,101円から380,800円まで	2,620
D ₁₅		380,801円から549,000円まで	4,040
D ₁₆		549,001円から579,000円まで	4,250
D ₁₇		579,001円から700,900円まで	5,150
D ₁₈		700,901円から849,000円まで	6,130

D ₁₉	849,001円から1,041,000円まで	71,900	7,190
D ₂₀	1,041,001円以上	全額	左欄の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 2 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税等により行うものとする。
- 3 この表のD₁からD₂₀までの階層における「所得割の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて（平成30年8月30日付健発0830第7号厚生労働省健康局長通知）によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税の所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- 4 この表における所得割の額の計算については、対象者又はその扶養義務者が、前年度（4月から6月までに申請の場合は前々年度）の1月1日において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 5 市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この5において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。
- 6 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。
- 7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用の総額をいう。
- 8 徴収基準月額又は徴収基準加算月額が日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって徴収基準月額又は徴収基準加算月額とする。

別記第1号様式中「氏名 男・女」を「氏名 」に、

「所得税額」を「市町村民税額」に改める。

別記第2号様式中「氏名 男・女」を「氏名 」に、

「3 市町村民税所得割課税世帯

4 所得税課税世帯」を「3 市町村民税所得割課税世帯」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則別表第2の規定は、こ

の規則の施行の日以後の申請に係る徴収金から適用し、同日前の申請に係る徴収金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年10月19日掲示済)

押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第59号

押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市聴聞等の手続に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 奈良市聴聞等の手続に関する規則(平成11年奈良市規則第49号)別記第2号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式及び第13号様式
- (2) 奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号)別記第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第6号様式
- (3) 奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)別記第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式及び第8号様式
- (4) 奈良市住宅地区改良事業等に伴う分譲宅地の譲渡に関する規則(昭和63年奈良市規則第45号)別記様式
- (5) 奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)別記第3号様式
- (6) 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)別記第20号様式、第32号様式、第34号様式、第47号様式、第48号様式、第52号様式、第57号様式、第58号様式、第66号様式、第66号様式の2、第74号様式の2、第74号様式の3、第85号様式、第86号様式、第90号様式、第91号様式、第112号様式、第113号様式、第118号様式、第123号様式の2、第124号様式の2、第124号様式の4、第128号様式、第129号様式及び第130号様式
- (7) 奈良市生活保護法施行細則(平成13年奈良市規則第7号)別記第10号様式、第12号様式、第13号様式、第21号様式、第23号様式の2、第23号様式の3、第23号様式の4、第23号様式の6、第24号様式、第24号様式の2、第25号様式及び第26号様式
- (8) 奈良市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年奈良市規則第64号)別記第1号様式
- (9) 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則(平成27年奈良市規則第11号)別記第2号様式
- (10) 奈良市延長保育の実施に関する規則(平成27年奈良市規則第7号)別記第1号様式及び第2号様式

- (11) 奈良市一時預かりの実施に関する規則(平成27年奈良市規則第8号)別記様式
- (12) 奈良市児童福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第47号)別記第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第11号様式、第12号様式、第17号様式、第18号様式、第19号様式、第20号様式、第21号様式、第22号様式及び第23号様式
- (13) 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年奈良市規則第8号)別記第2号様式
- (14) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第40号)別記第1号様式及び第6号様式
- (15) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第33号)別記第1号様式、第3号様式の2及び第5号様式
- (16) 奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則(平成14年奈良市規則第52号)第1号様式の2、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第11号様式、第13号様式、第15号様式、第21号様式、第22号様式、第23号様式、第27号様式及び第29号様式
- (17) 奈良市老人福祉センター条例施行規則(昭和43年奈良市規則第61号)別記第4号様式
- (18) 奈良市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則(平成20年奈良市規則第66号)別記第4号様式
- (19) 奈良市老人福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第51号)別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式及び第11号様式
- (20) 老人福祉法に基づく福祉の措置に関する規則(昭和62年奈良市規則第24号)別記第5号様式
- (21) 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和55年奈良市規則第36号)別記第1号様式及び第3号様式
- (22) 奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施規則(平成27年奈良市規則第94号)別記第1号様式
- (23) 奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則(平成12年奈良市規則第294号)別記第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第6号様式
- (24) 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年奈良市規則第28号)別記第1号様式、第2号様式及び第3号様式
- (25) 奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)別記第4号様式及び第7号様式
- (26) 奈良市知的障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第30号)別記第4号様式及び第6号様式
- (27) 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和47年奈良市規則第11号)別記第1号様式、第

- 3号様式及び第5号様式
- (28) 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第91号）別記第1号様式及び第2号様式
- (29) 奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第92号）別記第1号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式、第11号様式及び第12号様式
- (30) 奈良市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第14号）別記第1号様式及び第3号様式
- (31) 奈良市柔道整復師法施行細則（平成14年奈良市規則第16号）別記第1号様式及び第3号様式
- (32) 奈良市歯科技工士法施行細則（平成14年奈良市規則第15号）別記第1号様式及び第3号様式
- (33) 奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第24号）別記第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式及び第7号様式
- (34) 母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）別記第1号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第11号様式及び第12号様式
- (35) 奈良市健康増進法施行細則（平成16年奈良市規則第40号）別記第1号様式、第2号様式及び第3号様式
- (36) 奈良市医療法施行細則（平成25年奈良市規則第24号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第11号様式、第12号様式、第13号様式、第14号様式、第15号様式、第16号様式、第17号様式、第18号様式、第19号様式、第20号様式、第21号様式、第22号様式、第23号様式、第24号様式及び第25号様式
- (37) 奈良市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施規則（平成27年奈良市規則第86号）別記第1号様式、第2号様式及び第4号様式
- (38) 奈良市火葬場条例施行規則（昭和43年奈良市規則第59号）別記第4号様式
- (39) 奈良市墓地条例施行規則（昭和43年奈良市規則第64号）別記第6号様式及び第7号様式
- (40) 奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成14年奈良市規則第10号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式及び第11号様式
- (41) 奈良市興行場法施行細則（平成14年奈良市規則第11号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式
- (42) 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則（平成14年奈良市規則第12号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式
- (43) 奈良市公衆浴場法施行細則（平成14年奈良市規則第13号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式及び第7号様式
- (44) 奈良市化製場等に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第17号）別記第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式及び第8号様式
- (45) 奈良市狂犬病予防法施行細則（平成14年奈良市規則第18号）別記第6号様式
- (46) 奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成17年奈良市規則第67号）別記第2号様式及び第3号様式
- (47) 奈良市美容師法施行細則（平成14年奈良市規則第22号）別記第1号様式、第2号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式及び第9号様式
- (48) 奈良市理容師法施行細則（平成14年奈良市規則第23号）別記第1号様式、第2号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式及び第9号様式
- (49) 奈良市クリーニング業法施行細則（平成14年奈良市規則第19号）別記第1号様式、第1号様式の2、第4号様式、第4号様式の2、第6号様式、第6号様式の2、第7号様式、第7号様式の2、第8号様式及び第8号様式の2
- (50) 奈良市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第20号）別記第1号様式及び第6号様式
- (51) 奈良市温泉法施行細則（平成14年奈良市規則第62号）別記第1号様式、第2号様式の2、第2号様式の3、第2号様式の4、第4号様式及び第8号様式
- (52) 奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第21号）別記第1号様式、第3号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第11号様式、第12号様式及び第13号様式
- (53) 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年奈良市規則第53号）別記第2号様式、第5号様式、第6号様式、第9号様式の2、第11号様式、第12号様式、第15号様式、第18号様式、第20号様式、第21号様式、第22号様式、第23号様式、第24号様式、第25号様式、第27号様式、第28号様式、第32号様式、第33号様式、第34号様式、第35号様式、第36号様式、第37号様式、第38号様式、第40号様式、第41号様式、第41号様式の2及び第41号様式の3
- (54) 奈良市浄化槽法施行細則（平成14年奈良市規則第60号）別記第1号様式、第2号様式及び第3号様式
- (55) 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成14年奈良市規則第25号）別記第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式及び第7号様式
- (56) 奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第5号様式、第6号様式、第10号様式、第14号様式、第16

号様式及び第17号様式

- (57) 奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）第8号様式、第9号様式、第15号様式、第18号様式の2、第20号様式の2、第21号様式、第21号様式の2、第23号様式の2、第27号様式及び第33号様式
- (58) 奈良市における奈良県生活環境保全条例施行細則（平成14年奈良市規則第53号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式
- (59) 奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則（令和元年奈良市規則第40号）第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第7号様式
- (60) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則（平成25年奈良市規則第29号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式
- (61) 奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則（平成31年奈良市規則第17号）別記第1号様式、第2号様式及び第5号様式
- (62) 奈良市ならまちセンター条例施行規則（平成元年奈良市規則第11号）別記第7号様式
- (63) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則（平成7年奈良市規則第17号）別記第6号様式
- (64) 奈良市音声館条例施行規則（平成7年奈良市規則第18号）別記第6号様式
- (65) 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則（平成8年奈良市規則第19号）別記第6号様式及び第9号様式
- (66) なら100年会館条例施行規則（平成10年奈良市規則第47号）別記第6号様式
- (67) 奈良市西部会館市民ホール条例施行規則（平成12年奈良市規則第71号）別記第6号様式
- (68) 奈良市美術館条例施行規則（平成15年奈良市規則第45号）別記第5号様式
- (69) 奈良市北部会館条例施行規則（平成16年奈良市規則第25号）別記第6号様式
- (70) 奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）別記第9号様式、第13号様式、第14号様式及び第15号様式
- (71) 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第10号）別記第5号様式及び第6号様式
- (72) 奈良市青少年野外活動センター条例施行規則（平成20年奈良市規則第11号）別記第5号様式
- (73) 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年奈良市規則第26号）別記第2号様式、第6号様式、第7号様式、第10号様式、第13号様式及び第16号様式
- (74) 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成8年奈良市規則第20号）別記第11号様式
- (75) 奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和59年奈良市規則第45号）別記第7号様式、第8号様式及び第10号

様式

- (76) 奈良市中小企業資金融資規則（昭和39年奈良市規則第15号）別記様式
- (77) 奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成15年奈良市規則第65号）第9号様式及び第11号様式
- (78) なら工芸館条例施行規則（平成12年奈良市規則第66号）第6号様式及び第8号様式
- (79) 奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則（令和2年奈良市規則第31号）別記第1号様式、第4号様式、第5号様式及び第6号様式
- (80) 奈良市農林事業分担金徴収条例施行規則（昭和43年奈良市規則第27号）別記様式
- (81) 奈良市火入れに関する条例施行規則（平成12年奈良市規則第10号）別記第1号様式
- (82) 奈良市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年奈良市規則第22号）別記第1号様式及び第2号様式
- (83) 奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成14年奈良市規則第120号）別記第1号様式及び第2号様式
- (84) 奈良市都市下水道条例施行規則（平成26年奈良市規則第16号）別記第1号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式及び第9号様式
- (85) J R奈良駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年奈良市規則第92号）別記第1号様式、第2号様式及び第4号様式
- (86) 奈良市建築基準法施行細則（平成元年奈良市規則第45号）別記第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第9号様式の2及び第10号様式
- (87) 短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則（昭和49年奈良市規則第25号）別記第1号様式
- (88) 奈良市建築協定条例施行規則（昭和63年奈良市規則第6号）別記第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号様式
- (89) 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和49年奈良市規則第8号）別記様式
- (90) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則（昭和58年奈良市規則第54号）別記第1号様式、第4号様式及び第7号様式
- (91) 奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年奈良市規則第50号）別記第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式及び第6号様式
- (92) 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（昭和49年奈良市規則第24号）別記第1号様式、第2号様式、第4号様式、第7号様式及び第8号様式
- (93) 奈良市改良住宅条例施行規則（昭和47年奈良市規則

第64号) 別記様式

- (94) 奈良市空家等対策の推進に関する規則（平成28年奈良市規則第37号）別記第6号様式及び第7号様式
- (95) なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第3号様式の2、第3号様式の3、第3号様式の4、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第9号様式、第11号様式及び第12号様式
- (96) 奈良市古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則（平成14年奈良市規則第55号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式及び第10号様式
- (97) 奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第56号）別記様式
- (98) 奈良市屋外広告物条例施行規則（平成14年奈良市規則第42号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第8号様式、第9号様式、第11号様式、第12号様式、第12号様式の2、第13号様式、第14号様式、第15号様式、第17号様式及び第18号様式
- (99) 奈良市地区計画形態意匠条例施行規則（平成22年奈良市規則第17号）別記第1号様式、第1号様式の2、第1号様式の3及び第7号様式
- (100) 奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（昭和61年奈良市規則第40号）別記様式
- (101) 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成3年奈良市規則第5号）別記様式
- (102) 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則（平成2年奈良市規則第3号）別記第1号様式及び第3号様式
- (103) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（昭和61年奈良市規則第1号）別記第1号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式及び第12号様式
- (104) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄学園前駅南地区第一種市街地再開発事業保留床等譲渡規則（平成7年奈良市規則第53号）別記第1号様式
- (105) 奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）別記第2号様式、第5号様式の2、第5号様式の4、第6号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第11号様式、第12号様式、第13号様式、第14号様式、第15号様式、第16号様式、第17号様式、第18号様式、第18号様式の2、第19号様式、第20号様式、第21号様式、第22号様式、第22号様式の2、第23号様式、第23号様式の2及び第24号様式
- (106) 奈良市危険物規制規則（昭和36年奈良市規則第10号）別記第8号様式、第9号様式、第12号様式及び第14号様式
(奈良市債権管理条例施行規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 奈良市債権管理条例施行規則（平成25年奈良市規則第27号）別記様式
- (2) 奈良市庁舎管理規則別記第1号様式
- (3) 奈良市税条例施行規則別記第14号様式、第14号様式の2、第17号様式及び第17号様式の2
- (4) 奈良市子ども・子育て支援法施行細則別記第2号様式及び第3号様式
- (5) 奈良市児童福祉法施行細則別記第10号様式の16、第10号様式の17、第10号様式の18及び第10号様式の19
- (6) 奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年奈良市規則第61号）別記第1号様式、第4号様式、第5号様式及び第6号様式
- (7) 奈良市火葬場条例施行規則別記第1号様式、第2号様式及び第3号様式
- (8) 奈良市墓地条例施行規則別記第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第8号様式及び第9号様式
- (9) 奈良市納骨堂条例施行規則（昭和43年奈良市規則第65号）別記第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式
- (10) 奈良市体育施設条例施行規則別記第14号様式
- (11) 奈良市風致地区条例施行規則（平成25年奈良市規則第26号）別記第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式及び第11号様式
- (12) 奈良市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行細則（平成29年奈良市規則第42号）別記第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式及び第7号様式
- (13) 奈良市都市公園条例施行規則（昭和46年奈良市規則第16号）別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式及び第11号様式
- (14) 奈良市火災予防規則別記第25号様式
- (15) 奈良市危険物規制規則別記第1号様式、第6号様式及び第13号様式
(奈良市会計規則の一部改正)

第3条 奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項前段中「記載し、押印させなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項後段を削り、同条第10項前段中「記載し、押印させなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、氏名の記載は自署によることとする（次に掲げるものを除く。）。

- (1) 添付書類等一連の書類により主務課長が適正な請求書であると認めたもの
- (2) 当該請求書に係る契約書又は請書があるもの
- (3) 債権者の押印があるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が認めるもの

別記第14号様式及び第17号様式の2中「㊤」を削る。
(奈良市契約規則の一部改正)

第4条 奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「入札書に」の次に「署名又は」を加える。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

別記第1号様式、第2号様式及び第3号様式中「㊤」を削る。

別記第5号様式及び第6号様式を削る。

(奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第5条 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

別記第13号様式、第13号様式の2、第13号様式の3、第13号様式の4及び第13号様式の5中「㊤」を削る。

別記第14号様式中「㊤」及び「※6 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。」を削る。

別記第16号様式、第18号様式、第19号様式、第20号様式、第21号様式、第22号様式及び第23号様式中「㊤」を削る。

(奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部改正)

第6条 奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則(平成28年奈良市規則第60号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「(申請者名…署名でない場合は、押印をお願いします。)」を削る。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

(奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則の一部改正)

第7条 奈良市一般不妊治療費等助成事業実施規則(平成28年奈良市規則第61号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「(申請者名…署名でない場合は、押印をお願いします。)」を削る。

別記第2号様式中「印」を削る。

(奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(令和2年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第8条中「押印した」を「署名又は記名押印した」に改める。

別記第1号様式中「署名押印します」を「署名又は記名押印します」に、「氏名

印」を「氏名」に改め、同様式備考第1項中「署名押印に」を「署名に」に改める。

別記第2号様式、第3号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第11号様式、第13号様式、第14号様式、第15号様式、第17号様式、第18号様式、第19号様式及び第20号様式中「印」を削る。

(奈良市住居表示に関する規則の一部改正)

第9条 奈良市住居表示に関する規則(昭和42年奈良市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び第5号様式中「氏名印」を「氏名」に改める。

(奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和55年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「受領印」を「署名又は受領印」に改める。

別記第1号様式及び第7号様式中「㊤」を削り、「登録証受領印」を「登録証受領署名又は印」に改める。

(奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「氏名

㊤」を「氏名」に改め、同様式(注意事項)の6中「の上、代理人の印鑑を押印」を削る。

別記第3号様式中「氏名

㊤」を「氏名」に改め、同様式(注意事項)の5中「の上、押印」を削る。

別記第5号様式中「氏名

㊤」を「氏名」に改め、同様式(注意事項)の3中「の上、押印」を削る。

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成16年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式及び第10号様式中「㊤」を削る。

別記第11号様式中「㊤」及び「(3)印鑑証明書」を削り、「(4)」を「(3)」に、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に改める。

(奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第13条 奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年奈良市規則第17号)の一部を次のように

(奈良市消防警戒区域立入許可証規則の一部改正)
第20条 奈良市消防警戒区域立入許可証規則(昭和58年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。
別記第2号様式中「㊟」を削る。
別記第3号様式中「受領印」を「受領」に改める。
附則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(令和2年10月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第495号

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱を次のように定める。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内における産業用地の開発を促進することにより、企業の集積及び雇用機会の増大を図り、もって市の産業の活性化に資するため、産業用地を整備し企業等を誘致する開発事業者に対し、予算の範囲内において、奈良市産業用地開発促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発許可 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可をいう。
- (2) 開発事業者 開発許可を受けて、市内において産業用地の整備を行う事業者をいう。
- (3) 関連企業等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 開発事業者の親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下「親会社等」という。)
 - イ 開発事業者又は親会社等の子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)
 - ウ 開発事業者の関連会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。)
 - エ アからウまでに類するものと市長が認めるもの
- (4) 産業用地 企業等(開発事業者及び関連企業等を除き、別表に掲げる事業を行う事業者をいう。以下同じ。)の立地(次のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)が即時に行うことができるまでに整備さ

れた市内の土地をいう。

- ア 新設 市内に事業所(立地企業が直接その事業の用に供する施設をいう。以下同じ。)を有しない立地企業が市内に新たに事業所を設置することをいう。
- イ 増設 市内に事業所を有する立地企業が当該事業所を拡張し、又は当該事業所の全部を廃止することなく、市内に新たに事業所を設置することをいう。
- ウ 移転 市内に事業所を有する立地企業が、当該事業所の全部を廃止した上で市内に新たに事業所を設置することをいう。

- (5) 立地企業 開発事業者が整備する産業用地に立地しようとし、又は立地した企業等をいう。
- (6) 区画 開発事業者が整備する産業用地を立地企業に提供するために分割した区割(建築物の建築が可能な平地部分を指し、道路等共用部分を除く。)をいう。
(交付対象事業)

第3条 奨励金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 開発事業者が産業用地を整備すること。
- (2) 第14条の規定による奨励金の交付の決定を受けた日から5年を経過する日までの間に、産業用地内の3,000平方メートル以上の区画2つ以上につき、立地企業と売買契約又は賃貸借契約を締結し、かつ、当該契約を締結した立地企業が操業を開始すること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者は、3,000平方メートル以上の区画を2つ以上有する産業用地を整備する開発事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としないものとする。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等であるとき、法人にあってはその役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、又は暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。
- (3) 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により、交付対象事業への補助金等の交付があったとき、又はその予定があるとき。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、1区画の面積3,000平方メートルにつき300万円とし、1区画の面積が3,000平方メートル以上である場合は、3,000平方メートルを超える面積1,000平方メートルごとに100万円を加算した額とする。ただし、奨励金の交付は1区画当たり1回限り、かつ、1,000万円を上限とする。

2 前項の奨励金の額の算定は、立地企業との売買契約又は賃貸借契約締結時の区画面積を基準に行うものとする。ただし、立地企業の操業開始時点において当初の売買契約又は賃貸借契約の内容に変更がある場合は、変更後の立地企業の操業開始時点で有効な契約の区画面積を

基準に行うものとする。

(事業計画認定の申請)

第6条 開発事業者は、交付対象事業に係る事業計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けようとするときは、産業用地に係る開発許可を受けた日から起算して1箇月を経過する日までに、事業計画認定申請書（別記第1号様式）及び事業計画書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 開発行為許可通知書の写し（開発許可に条件が付されている場合は、その写しを含む。）
- (2) 資金計画書
- (3) 位置図
- (4) 現況図面
- (5) 土地利用計画図
- (6) 面積求積図
- (7) 現況写真
- (8) 法人登記履歴事項全部証明書
- (9) 最新の決算書の写し
- (10) 役員等名簿（別記第3号様式）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(事業計画の認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、事業計画の認定を行うものとする。この場合において、市長は当該認定について必要な条件を付することができる。

(認定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による事業計画の認定を行ったときは、その認定の内容（認定に条件を付したときは、その認定の内容及び条件）を事業計画認定書（別記第4号様式）により、事業計画認定の申請を行った開発事業者に通知するものとする。

2 市長は、事業計画の認定を行うことが不適当と認めるときは、速やかにその旨を事業計画認定の申請を行った開発事業者に通知するものとする。

(企業誘致に係る協力)

第9条 前条第1項の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）及び市長は、企業等の誘致において協力するものとする。

(認定事業の変更等の届出)

第10条 認定事業者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を当該各号に定める書類により市長に届け出なければならない。

- (1) 第7条の規定による認定を受けた交付対象事業（以下「認定事業」という。）の内容を変更したとき（軽微な変更の場合を除く。） 認定事業変更届（別記第5号様式）

(2) 認定事業を休止又は廃止したとき 認定事業休止・廃止届（別記第6号様式）

2 前項各号の届出については、当該事由を確認できる書類を添えなければならない。

(事業計画の認定の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定事業者に係る事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく認定事業の施行を著しく遅延させたとき。
- (2) 認定事業を休止又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (4) 事業計画の認定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市税の納付を怠ったとき。
- (6) 条例、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により事業計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記第7号様式）により当該認定事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第12条 認定事業者が認定事業を譲渡したときは、当該認定事業の譲受人は、市長の承認を得て、当該認定事業者の地位を承継することができる。

2 認定事業者について相続、合併又は分割（それぞれ認定事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、市長の承認を得て、当該認定事業者の地位を承継することができる。

3 相続により認定事業者の地位を承継した者は、認定事業承継承認申請書（別記第8号様式）に戸籍謄本（相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により認定事業者の地位を承継すべき相続人として選定されたものにあつては、戸籍謄本及びその全員の同意書）及び役員等名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

4 認定事業の譲渡、合併又は分割により認定事業者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ認定事業承継承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定事業の譲受人にあつては、当該事業の譲渡を証する書類
- (2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 役員等名簿

5 市長は、前2項の規定による申請があったときは、これを審査し、認定事業の承継が適当と認めるときは、認定事業承継承認通知書（別記第9号様式）により認定事

業承継承認の申請を行った者に通知するものとする。

- 6 市長は、認定事業の承継が不相当と認めるときは、速やかにその旨を認定事業承継承認の申請を行った者に通知するものとする。

(交付申請)

第13条 認定事業者が奨励金の交付の申請をしようとするときは、奨励金交付申請書(別記第10号様式)及び事業中間報告書(別記第11号様式)に、次に掲げる書類を添えて、開発行為及び公共施設に関する検査済証が交付された日から起算して1箇月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事の検査済証の写し
- (2) 公共施設に関する工事の検査済証の写し
- (3) 開発行為竣工図(土地利用計画図・確定丈量図)
- (4) 竣工写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(交付決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、産業用地の整備が適切に実施されたものと認めるときは、奨励金の交付を決定する。この場合において、奨励金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第15条 市長は、前条の規定による奨励金の交付を決定したときは、その決定の内容(決定に条件を付したときは、その決定の内容及び条件)を奨励金交付決定通知書(別記第12号様式)により、奨励金の交付申請を行った認定事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、奨励金の交付の決定を行うことが不相当と認めるときは、速やかにその旨を奨励金の交付申請を行った認定事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた認定事業者(以下「交付事業者」という。)は、当該通知に係る奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第17条 交付事業者は、第14条の規定による交付決定に係る認定事業の内容を変更しようとするとき(軽微な変更の場合を除く。)は、奨励金交付決定変更申請書(別記第13号様式)及び事業中間報告書に変更の内容を確認できる書類を添えて、速やかに市長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、変更を承認することを決定したときは奨励金交付決定変更通知書(別記第14号様式)によりその旨を、承認しないことを決定したときはその旨を、交付事業者に通知するものとする。

(交付事業者に係る届出)

第18条 交付事業者は、第14条の規定による交付決定に係る認定事業の産業用地(以下「認定産業用地」という。)内の3,000平方メートル以上の区画に関し、立地企業と売買契約又は賃貸借契約を締結したときは、遅滞なく、売買契約等締結届(別記第15号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 対象区画の位置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付事業者は、前項の届出を行った区画において立地企業が操業を開始したときは、操業を開始した日から3箇月を経過する日又は第14条の規定による奨励金の交付決定を受けた日から5年を経過する日のいずれか早い日までに、操業開始届(別記第16号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 立地企業の法人等設立・開設申告書の写し又は立地企業の法人等異動届出書の写し
- (2) 前号に規定する書類に準じる書類の写し(前号に規定する書類がない場合に限る。)
- (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し(立地企業の操業開始時点で有効な契約書に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 交付事業者は、認定事業を休止又は廃止しようとするときは、直ちに認定事業休止・廃止届を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第19条 交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは認定事業が完了したものとし、当該認定事業の完了の日から起算して1箇月を経過する日までに、実績報告書(別記第17号様式)、事業報告書(別記第18号様式)及び役員等名簿を市長に提出しなければならない。

- (1) 第14条の規定による奨励金の交付の決定を受けた日から5年を経過する前で、次のいずれかに該当するとき
ア 認定産業用地内の3,000平方メートル以上の区画全てにつき、前条第2項の規定による届出があったとき。
イ 認定産業用地内の3,000平方メートル以上の区画2つ以上につき、前条第2項の規定による届出があった後、交付事業者が認定事業の廃止の目的で認定事業休止・廃止届を市長に提出したとき。
- (2) 認定産業用地内の3,000平方メートル以上の区画2つ以上につき、前条第2項の規定による届出をし、かつ、第14条の規定による奨励金の交付の決定を受けた日から5年を経過する日が到来したとき。

(奨励金の額の確定)
 第20条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、奨励金確定通知書(別記第19号様式)により、当該交付事業者に通知するものとする。

(奨励金の交付)
 第21条 交付事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付請求書(別記第20号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)
 第22条 市長は、交付事業者が第11条第1項各号若しくは次の各号のいずれかに該当するとき、又は奨励金の交付決定後、天災地変その他の理由により事情の変更が生じたときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
 (2) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 (3) 認定産業用地において区画形質の変更を行うため開発許可を受けたとき。
 (4) 第19条各号に規定する認定事業の完了の要件を満たさないとき。

2 第15条の規定は、前項の規定による取消し等をした場合について準用する。

別表(第2条関係)

事業	内容
製造業	統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類E-製造業に属する事業
研究所	日本標準産業分類に掲げる大分類(以下「大分類」という。)L-学術研究、専門・技術サービス業のうち、小分類711-自然科学研究所に属する事業
情報通信業	大分類G-情報通信業のうち、次のいずれかに属する事業をいう。 (1) 日本標準産業分類に掲げる中分類(以下「中分類」という。)37-通信業のうち、インターネット用のサーバやデータ通信等の装置を設置及び運用することに特化し、保守、運用サービス等を提供する事業 (2) 中分類39-情報サービス業 (3) 中分類40-インターネット附随サービス業 (4) 中分類41-映像・音声・文字情報制作業のうち、デジタル技術を用いてコンテンツの制作及び配信を行う事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、情報通信業として市長が認める事業
物流・流通業	大分類H-運輸業、郵便業及び大分類I-卸売業、小売業のうち、次のいずれかに属する事業をいう。 (1) 中分類44-道路貨物運送業 (2) 中分類47-倉庫業 (3) 中分類48-運輸に附帯するサービス業のうち、小分類484-こん包業に属する事業 (4) 中分類50-各種商品卸売業 (5) 中分類51-繊維・衣服等卸売業 (6) 中分類52-飲食料品卸売業 (7) 中分類53-建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (8) 中分類54-機械器具卸売業

(奨励金の返還)
 第23条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、交付事業者に対し、奨励金返還命令書(別記第21号様式)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告又は調査)
 第24条 市長は、奨励金の交付に関し必要があるときは、認定事業者及び交付事業者に対し、報告を求め、又は市職員をして調査させることができる。

(予算措置)
 第25条 市は、第13条の規定に基づく申請に先立って、必要な予算措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、必要な措置を講じることができなかったときは、第5条第1項に規定する額から減額して奨励金を交付し、又は奨励金を交付しないことがある。

(その他)
 第26条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附則
 (施行期日)
 1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。
 (この告示の失効)
 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
 3 この要綱の失効前に第7条の規定による事業計画の認定を受けた者に対する奨励金の交付については、この要綱は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

	(9) 中分類55-その他の卸売業(細分類5598-代理商、仲立業を除く。) (10) 前各号に掲げるもののほか、物流・流通業として市長が認める事業
宿泊施設	大分類M-宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類751-旅館、ホテルに属する事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和58年奈良市条例第30号)第2条第1項第2号に規定する施設を除く。)をいう。
大型商業施設	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
その他	大分類L-学術研究、専門・技術サービス業のうち、次のいずれかに属する事業をいう。 (1) 小分類726-デザイン業 (2) 細分類7281-経営コンサルタント業 (3) 中分類73-広告業 (4) 小分類743-機械設計業 (5) 小分類744-商品・非破壊検査業 大分類K-不動産業、物品賃貸業のうち、次のいずれかに属する事業をいう。 (1) 細分類7011-総合リース業 (2) 小分類702-産業用機械器具賃貸業 (3) 小分類703-事務用機械器具賃貸業 大分類R-サービス業(他に分類されないもの) (1) 小分類901-機械修理業(電気機械器具を除く) (2) 細分類9291-ディスプレイ業 (3) 細分類9292-産業用設備洗浄業 (4) 細分類9294-コールセンター業

別記

第1号様式(第6条関係)

事業計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定に基づく事業計画の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請にあたり、認定を受けたいとしても、奈良市からの奨励金は予算の範囲内で交付されるため、要綱第25条第2項が適用される場合があることを承諾します。また、要綱第4条各号の規定に該当しないことを確認するため、奈良市が関係機関に照会することを承諾します。

第4号様式 (第8条関係)

事業計画認定書

第 号
年 月 日

申請者

様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日 付けで申請のあった奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第6条の規定による認定申請について、同要綱第7条の規定により次のとおり認定しましたので、同要綱第8条第1項の規定により通知します。

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
認定事項	
認定条件	

(注) 本認定は、奨励金の交付決定を確約するものではありません。

第5号様式 (第10条関係)

認定事業変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者

所在地

名称

代表者氏名

印

認定事業の内容を変更したいので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第10条の規定により次のとおり届け出ます。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更理由	

第6号様式 (第10条、第18条関係)

認定事業休止・廃止届

年月日

(宛先) 奈良市長

届出者
所在地
名称
代表者氏名

印

認定事業を(休止・廃止)したので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第10条又は第18条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

認定年月日 認定番号	年月日 第 号
休止・廃止 年月日	年月日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

第7号様式 (第11条関係)

認定取消通知書

第 号
年 月 日

申請者
様

奈良市長 氏 名 印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり事業計画の認定を取り消しましたので通知します。

認定年月日 認定番号	年月日 第 号
認定取消 年月日	年月日
該当条項	
取消理由	

第8号様式 (第12条関係)

認定事業承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者
所在地
名称
代表者氏名
印

下記のとおり認定事業者としての地位を承継したいので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第12条第3項又は第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、申請にあたり、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第4条各号の規定に該当しないことを確認するため、奈良市が関係機関に照会することを承諾します。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
認定事業者	事業者名
	所在地
承継事業者	事業者名
	所在地
承継年月日	年 月 日
承継事由	

第9号様式 (第12条関係)

認定事業承継承認通知書

第 号
年 月 日

申請者
様
奈良市長 氏 名 印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第12条第5項の規定に基づき、次のとおり認定事業の承継を承認しましたので通知します。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
承継年月日	年 月 日

第10号様式 (第13条関係)

奨励金交付申請書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

申請者

所在地

名 称

代表者氏名

印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

認定年月日 認定番号	年 月 日 第 号
交付申請年度	
奨励金見込額	円
奨励金 交付申請金額	円
認定事業の完了予定 年月日	
※主務課長の意見	

(注) ※印の欄は記入しないこと。

第11号様式 (第13条、第17条関係)

事業中間報告書

1 事業者概要

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 本社の所在地
- (4) 従業員数 (単体社員数) 人 (連結対象会社社員数) 人
- (5) 事業者が子会社の場合
親会社の名称・所在地・資本関係

2 事業計画の概要

- (1) 産業用地 (開発区域) の所在及び地番
- (2) 産業用地 (開発区域) の面積 m²
- (3) 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 開発区域の概要

区画番号	区画面積 (m ²)	用途 (自社又は関連企業用・売却用・賃貸用)	立地企業との交渉の状況 (未・商談中・済)	奨励金見込額
				円
				円
				円
				円
奨励金見込額合計				円

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

※区画番号ごとの場所が分かるように、「土地利用計画図」等と対応させて記入してください。

※区画面積が3,000平方メートルに満たない場合又は用途が自社又は関連企業用の場合は、奨励金見込額欄は、-と記入して下さい。

(5) 全区画売買契約(賃貸借契約)予定年月日 年 月 日

第12号様式 (第15条関係)

奨励金交付決定通知書

奈良市指令 第 号
年 月 日

様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日 付けで申請のあった奨励金について、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第14条の規定により次のとおり決定しましたので、同要綱第15条第1項の規定により通知します。

交付決定年度	年度
奨励金 交付決定金額	
交付予定年月日	年 月 日 (予定)
交付条件	

(注) この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第13号様式 (第17条関係)

奨励金交付決定変更申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者
所在地
名称
代表者氏名 印

年 月 日 付け奈良市指令 第 号で交付決定を受けた奈良市産業用地開発促進奨励金について、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり変更を申請します。

指令年月日	年 月 日
指令番号	奈良市指令 第 号
交付決定年度	年度
変更後奨励金見込額	円
変更後奨励金 交付申請金額	円
変更年月日	年 月 日
変更理由	
※主務課長の意見	

(注) ※印の欄は記入しないこと。

第14号様式 (第17条関係)

奨励金交付決定変更通知書

奈良市指令 第 号
年 月 日

申請者

様

奈良市長 氏 名 印

年 月 日付け奈良市指令 第 号で交付決定した奈良市産業用地開発促進奨励金について、年 月 日付けの変更申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

交付決定年度	年度
奨励金	
交付決定金額	
交付予定年月日	年 月 日 (予定)
交付条件	

(注) この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第15号様式 (第18条関係)

売買契約等締結届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者

所在地

名称

代表者氏名

印

認定産業用地のうち、次の区画につき立地企業と売買（賃貸借）契約を締結したので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第18条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

指令年月日	年 月 日
指令番号	奈良市指令 第 号
交付決定年度	年度
対象区画番号	
対象区画面積	
契約種別	売買契約・賃貸借契約
契約締結日	年 月 日
契約相手方	

第16号様式 (第18条関係)

操業開始届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者
所在地
名称
代表者氏名
印

認定産業用地において立地企業が操業を開始したので、奈良市産業用地開発促進奨励金
交付要綱第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

指令年月日	年 月 日
指令番号	奈良市指令 第 号
交付決定年度	年度
対象区画番号	
操業企業名	
業種	
操業開始年月日	年 月 日

第17号様式 (第19条関係)

実績報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

交付事業者
所在地
名称
代表者氏名
印

認定産業用地について、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第19条の規定により
事業報告書を添えて次のとおり報告します。また、要綱第4条各号の規定に該当しないこ
とを確認するため、奈良市が関係機関に照会することを承諾します。

指令年月日	年 月 日
指令番号	奈良市指令 第 号
交付決定年度	年度
認定事業の 完了年月日	年 月 日
奨励金 交付決定金額	円
奨励金合計額	円
奨励金既交付金額	
※主務課長の意見	

(注) ※印の欄は記入しないこと。

第18号様式 (第19条関係)

事業報告書

区画番号	区画面積 (平方メートル)	用途 (自社又は関連企業用・売却・賃貸・未分譲)	立地企業名	業種	事業開始年月日	奨励金額
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
					年 月 日	円
奨励金合計額						円

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※区画番号ごとの場所が分かるように、「土地利用計画図」等と対応させて記入してください。

※区画面積は、立地企業との売買契約又は賃貸借契約締結時の区画面積 (立地企業の操業開始時点において当初の売買契約又は賃貸借契約の内容に変更がある場合は、変更後の立地企業の操業開始時点で有効な契約の区画面積) を基準に記入してください。

※区画面積が3,000平方メートルに満たない場合又は用途が自社又は関連企業用若しくは未分譲の場合は、立地企業名・業種・事業開始年月日・奨励金欄は、一と記入して下さい。

第19号様式 (第20条関係)

奨励金確定通知書

第 年 月 日

様

奈良市長 氏 名 圖

年 月 日付けで実績報告のあった認定産業用地については、次のとおり奨励金の額を確定したので、奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第20条の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	奈良市指令 第 号
交 付 決 定 年 度	年 度
奨 励 金 交 付 決 定 金 額	円
奨 励 金 交 付 確 定 金 額	円

第20号様式 (第21条関係)

奨励金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

交付事業者

所在地

名称

代表者氏名

印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第21条の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	奈良市指令 第 号
交 付 決 定 年 度	年度
奨励金の交付決定金額	円
奨励金の交付確定金額	円
奨励金既交付金額	
交 付 請 求 金 額	円
未 交 付 金 額	円

第21号様式 (第23条関係)

奨励金返還命令書

奈良市達 第 号

交付事業者

所在地

名称

代表者氏名

様

年 月 日

奈良市長 氏 名 印

奈良市産業用地開発促進奨励金交付要綱第23条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額		円
返 還 期 限	年 月 日	日まで
返 還 理 由		
返 還 方 法		
指 令 年 月 日	年 月 日	
指 令 番 号	奈良市指令 第 号	
交 付 決 定 年 度	年度	
奨励金交付決定金額		円
奨励金既交付金額及び交付年月日		
奨励金交付確定金額		円

(令和2年10月1日掲示済)

奈良市告示第501号

奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大に伴い、感染症に感染した場合に重症化する割合が高い高齢者等の安全を確保するため、介護施設等において、感染のリスクを低減する手段として有効である陰圧室（居室等の内部の気圧をその外部の気圧より低く保つことで、空気が外部に流出しない構造を有するものをいう。以下同じ。）及び換気設備（窓を有さない居室等でも定期的に換気ができるような仕組みを有する設備をいう。以下同じ。）の設置に必要な経費について、予算の範囲内において奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日老発0912第1号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「管理運営要領」という。）、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）
- (2) 介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）
- (3) 介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）
- (4) 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）
- (5) 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）
- (6) 認知症高齢者グループホーム（法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。）
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所（法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行

う事業所をいう。）

- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）
- (9) 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、同項の規定による届出を行ったものをいう。）
- (10) サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）
- (11) 短期入所生活介護事業所（法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。）
- (12) 短期入所療養介護事業所（法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を行う事業所をいう。）

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に介護施設等を有し、及び運営する事業者であって、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。）を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省保険局長通知）及び奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱（平成21年10月9日付長寿第571号奈良県福祉部長通知。以下「県交付要綱」という。）の規定に基づき介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に関し経費の支援の対象となる事業とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 既に実施している事業である場合
- (2) 他の補助制度により、当該事業の経費の一部又は全部に補助を受けている事業である場合
- (3) 土地の買収又は整地に要する費用
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (5) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要な工事費又は工事請負費（これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。以下同じ。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費

及び設計監督料等（介護施設等の簡易陰圧装置及び換気設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費及び運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）とする。ただし、他の負担金又は補助金において別途補助対象とする費用を除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる交付基礎単価に同表の右欄に掲げる単位の数を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

区 分	交付基礎単価	単 位
簡易陰圧装置設置経費	4,320,000円	50床につき1台（50床以下の介護施設等においては1台を上限とする。）
換気設備設置経費	4,000円	介護施設等における改修部分の延べ床面積1平方メートル当たり

（補助金交付申請の添付書類）

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の条件）

第8条 この要綱による補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付することがあること。
- (2) 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (3) 補助対象事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (4) 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣

が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。

(5) 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに市長に報告すること。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(7) 補助対象事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

（完了実績報告の添付書類）

第9条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書（別記第5号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第7条関係)

申請額算出内訳書

- 簡易陰圧装置
- 換気設備

(単位:円)

総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	交付基礎単価 D	設置台数又 は整備面積 (㎡) E	基準額 (D×E) F	対象経費実支 出予定額 G	選定額 (FとGの少 ない方の額) H	補助所要額 (CとHの少ない方の 額) I	補助所要額 J

- (注) 1 A欄には、簡易陰圧装置設置事業費又は換気設備設置事業費の額を記入すること。
 2 E欄には、簡易陰圧装置設置事業の場合にあっては設置した台数(50床につき1台)、換気設備設置事業の場合にあっては整備した面積(奈良県が必要と認めた面積)を記入すること。
 3 J欄には、I欄と内示の額を比較していずれか低い額を記入すること。
 4 H欄、I欄及びJ欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

第2号様式 (第7条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 整備の状況

簡易陰圧装置設置台数(台)又は換気設備整備面積(㎡)

2 施設整備費に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造

ア 敷地面積	㎡
イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買取(予定)地の別)	㎡
ウ 建築物の面積	㎡、延面積
エ 建築物の構造(階建)	

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費(補助対象)	円
イ 主体工事費(補助対象外)	円
ウ 小計	円
エ その他の工事費	円
オ 合計	円

(3) 財源内訳

ア 補助金	円
イ 寄附金	円
ウ 設置者負担金	円
(内訳) 一般財源(自己資金)	円
移行時積立金	円
借入(福祉医療機構)	円
借入(市・中銀行・協賛融資)	円
借入(市・中銀行・その他)	円
借入()	円
借入()	円
エ その他()	円
オ 合計	円

第3号様式 (第7条関係)

誓約書
年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者所在地
法人名
代表者名

④

は、奈良市介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金の交付申請に当たり、簡易陰圧装置・換気設備設置から処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでの期間）を超えて施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約（予定）年月日
- ウ 着工（予定）年月日
- エ 竣工（予定）年月日
- オ 事業（供用）開始（予定）年月日

(5) その他参考事項
(添付書類)

- ア 工事見積書の写し及び工事費費目別内訳書
- イ 平面図及び立面図
- ウ 各室ごとの面積を明らかにした表
- エ その他参考となる資料

第4号様式(第8条関係)

年月日

(宛先) 奈良市長

事業者 住所
法人名
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年月日付第号で補助金の交付を受けた奈良市介護施設等
における簡易陰圧装置・換気設備設置事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助
金返還相当額) 金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第5号様式(第9条関係)

精算額算出内訳書

- 簡易陰圧装置
- 換気設備

(単位:円)

総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	交付基礎単価 D	設置台数又 は整備面積 (㎡) E	基準額 (D×E) F	対象経費実支 出予定額 G	選定額(FとGの少 ない方の額) H	補助所要額 (CとHの少ない方の 額) I	補助所要額 J

- (注) 1 A欄には、簡易陰圧装置設置事業費又は換気設備設置事業費の額を記入すること。
 2 E欄には、簡易陰圧装置設置事業の場合にあっては設置した台数(50床につき1台)、換気設備設置事業の場合にあっては整備した面積(奈良県が必要と認めた面積)を記入すること。
 3 J欄には、I欄と内示の額を比較していずれか低い額を記入すること(H欄、I欄及びJ欄は1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)
 4 H欄、I欄及びJ欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

第6号様式(第9条関係)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 整備の状況

簡易除圧装置設置台数(台)又は換気設備整備面積(m ²)

2 施設整備費に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
 - ア 敷地面積 m²
 - イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収地の別)
 - ウ 建築物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
 - エ 建築物の構造(造 階建)

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費(補助対象) 円
- イ 主体工事費(補助対象外) 円
- ウ 小計 円
- エ その他の工事費 円
- オ 合計 円

(3) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 寄附金 円
- ウ 設置者負担金 円

(内訳) 一般財源(自己資金)

- 移行時積立金 円
- 借入(福祉医療機構) 円
- 借入(市中銀行・協同融資) 円
- 借入(市中銀行・その他) 円
- 借入() 円
- その他() 円
- 合計 円

(4) 施工実績

- ア 直営・請負の別
 - イ 契約年月日
 - ウ 着工年月日
 - エ 竣工年月日
 - オ 事業(供用)開始年月日
- (5) その他参考事項
(添付書類)
- ア 工事見積書の写し及び工事費費目別内訳書
 - イ 平面図及び立面図
 - ウ 各室ごとの面積を明らかにした表
 - エ その他参考となる資料

(令和2年10月1日揭示済)

奈良市告示第510号

奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会開催要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会開催要綱の一部を改正する告示

奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会開催要綱(平成27年奈良市告示第257号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則

この告示は、令和2年10月7日から施行する。

「一般型
基本分

1 施設当たりの年額
付表3に定める額

大型連休預かり対象児童分
(平成31年4月27日から令和元年5月6日までの間に利用した児童分)

児童1人当たり日額 を
2,260円

加算分

1 施設当たり年額
1,000,000円

(一時預かり事業の事業期間が6箇月未満の場合は500,000円) 」

「就労支援型施設加算」の次に「並びに特別な支援を要する児童分」を加える。

別表の付表1中「1,505,000」を「1,544,000」に、「2,409,000」を「2,460,000」に、「3,709,000」を「3,760,000」に、「5,122,000」を「5,176,000」に、「1,192,000」を「1,228,000」に、「1,488,000」を「1,529,000」に、「3,947,000」を「3,982,000」に改める。

別表の付表2中「11,700」を「12,000」に、「23,400」を「24,000」に、「35,100」を「36,000」に改める。

別表の付表3中「600,000」を「1,607,000」に、「1,763,000」を「1,997,000」に、「3,173,000」を「3,213,000」に、「4,583,000」を「4,641,000」に、「5,993,000」を「6,069,000」に、「7,403,000」を「7,497,000」に、「8,813,000」を「8,925,000」に、「10,223,000」を「10,353,000」に改める。

附則

この告示は、令和2年10月19日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

(令和2年10月7日揭示済)

奈良市告示第521号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「一時預かり事業補助金(幼稚園型)」の次に「障害児保育事業補助金」を加える。

別表障害児保育事業補助金の項中「含む。）」の次に「及びこれに準ずる児童」を加え、同表一時預かり事業補助金の項中

「一般型
基本分

1 施設当たりの年額
付表3に定める額

加算分

1 施設当たり年額
1,000,000円

(一時預かり事業の事業期間が6箇月未満の場合は500,000円) 」に改め、

(令和2年10月19日揭示済)

奈良市告示第533号

都市公園の一部廃止をしますので、奈良市都市公園条例(昭和46年奈良市条例第14号)第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月28日

奈良市長 仲川元庸

供用を一部廃止する都市公園の名称	供用を一部廃止する都市公園の位置	一部廃止年月日
柏木公園	奈良市柏木町255番地の1	令和2年10月28日

(令和2年10月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第21号

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する

規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程(令和2年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に規定する給料の減額を行う時間数は、その減額すべき理由の生じた月の1日から末日までの期間の全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第5条の2 給与規程第20条及び第21条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第6条の表、第9条及び第10条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第18条に次の1項を加える。

4 前3項に規定する給料の減額を行う時間数は、その減額すべき理由の生じた計算期間(前条第1項に規定する計算期間をいう。)の全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第19条の2 給与規程第20条及び第21条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

第23条中「第18条各項」を「第18条第1項から第3項まで」に改める。

第24条中「第18条」を「第18条第1項から第3項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第4条第2項及び第18条第4項の規定は、この規程の施行の日以後の給料の減額に係る時間数の計算について適用する。

3 改正後の規程第5条の2及び第19条の2の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用する。

(令和2年10月1日揭示済)

教育委員会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月1日

奈良市教育委員会

教育長 北谷雅人

奈良市教育委員会規則第16号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成24年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「通所経路図」の次に「(教育委員会が特に必要がないと認める場合を除く。)」を加える。

別記第1号様式中「2 通所経路図」を「2 通所経路図(教育委員会が特に必要がないと認める場合を除く。)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則第4条第1項及び別記第1号様式の規定は、令和3年度の入所承認等の申請について適用し、令和2年度の入所承認等の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年10月1日揭示済)

議 会

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程及び奈良市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月30日

奈良市議会議長 三浦教次

奈良市議会規程第2号

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程及び奈良市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

(奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 奈良市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程(平成25年奈良市議会規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第8条第3項中「及び押印を」を削

る。
別記第1号様式中「奈良市議会議員
⑩」を「奈良市議会議員
名 ⑩」を「氏 名
」に改める。
別記第2号様式、第3号様式及び第4号様式中「奈良
市議会議員 ⑩」を「奈良市議会議員
」に改める。

「

有権者 である ことの 確認欄	番号	署名 年月日	住所	氏名	印

」

別記第5号様式中「氏 名 ⑩」
を「氏 名
」に改める。
別記第6号様式中「奈良市議会議員
⑩」を「奈良市議会議員
」に改
める。
別記第7号様式中「氏 名 ⑩」
を「氏 名
」に、

「

有権者 である ことの 確認欄	番号	署名 年月日	住所	氏名

」

改める。
別記第8号様式中「氏 名 ⑩」を
「氏 名
」に改める。
(奈良市議会政務活動費の交付に関する規程の一部改正)
第2条 奈良市議会政務活動費の交付に関する規程(平成
13年奈良市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。
別記第1号様式その1中「議員氏名

「

氏 名 ⑩	氏 名 ⑩	氏 名 ⑩
氏 名 ⑩	氏 名 ⑩	氏 名 ⑩
氏 名 ⑩	氏 名 ⑩	氏 名 ⑩
氏 名 ⑩	氏 名 ⑩	氏 名 ⑩

」

「

氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名

」

⑩」を「議員氏名
」に改める。
別記第1号様式その2及び別記第2号様式中
「会派名及び
代表者氏名 ⑩」を
「会派名及び
代表者氏名
」に、

改める。
別記第3号様式中「会派名及び
代表者氏名 ⑩」
を「会派名及び
代表者氏名
」に改める。
別記第5号様式中「議員氏名又は会派名
及び代表者氏名 ⑩」

を「議員氏名又は会派名
及び代表者氏名
」に改める。
別記第6号様式中「議員氏名又は会派名
及び経理責任者氏名 ⑩」
を「議員氏名又は会派名
及び経理責任者氏名
」に改める。
附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

(令和2年10月30日揭示済)